

令和5年第1回うきは市教育委員会定例会会議録

開催日時 令和5年1月6日（金） 18時00分～18時45分

場 所 うきは市役所 西別館 第1会議室

招 集 麻生 秀喜（教育長）

出席委員 平位 秀敏（職務代理者） 家永 由里子（委員）

處 愛美（委員） 古賀 公彦（委員）

事務局 井上 理恵（学校教育課長） 山崎 穰（生涯学習課長）

田中 晃詞（指導主事） 河内 真一（教育総務係長）

協議事項 (1) 請願書の内容（就学援助制度）に対する事業説明について

報告事項 (1) 令和4年12月議会報告

(2) うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

(3) 小中学校卒業式・入学式日程について

(4) 区域外就学について

(5) 児童生徒指導上の諸問題に関する実態調査(令和4年11月末月例報告)について

その他 (1) 令和5年1月分 主な行事予定

教育長	<p>ただ今からうきは市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>会議の日程は本日限りといたします。</p> <p>本日の議事録署名者には、古賀委員を指名いたします。</p> <p>諸般の報告について、私の方から報告いたします。まず修学旅行についてですが12月に御幸小、吉井中、浮羽中が実施しました。御幸小は全員参加、吉井中、浮羽中で数名参加できませんでしたが、参加した児童生徒は何事もなく元気に帰ってきております。次に新聞にも掲載されておりますが、吉井中出身で明治大学在学中の杉さんが箱根駅伝において7区で区間賞となりました。先日表敬訪問を終えております。また浮羽中の今村君が都道府県対抗駅伝大会に出場予定となっております。</p> <p>それでは次に協議事項(1)請願書の内容（就学援助制度）に対する事業説明についてに移ります。前回の定例会で請願者より説明を受けましたが、</p>
------------	---

	<p>今回初めての委員もいらっしゃるため、まずは事務局より請願の流れを説明し、その後就学援助制度に係る事業説明をし質疑を受けたいと思います。そして資料を持ち帰りいただき次回の定例会で決定をしたいと思いますが可以吗。</p>
<p>全委員</p>	<p>賛成</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回提出されました請願に対しまして教育委員会として意思決定を行う必要があります。その意思決定について4種類ありますので説明させていただきます。まずは「採択」です。こちらは請願の内容について願意が妥当であり実現性があるため請願に賛同する場合に行う意思決定です。</p> <p>次に「一部採択」です。こちらは請願のうち一部の項目又は部分に賛同する場合に行う意思決定です。例えば時期及び場所等が記載されている場合で内容については賛成するが、時期及び場所等については賛成できない場合、また、願意が前段と後段でわかれていて、そのいずれかには賛成であるがもう一方には賛成できない際に行う意思決定となります。</p> <p>次に「趣旨採択」です。こちらは請願の願意は妥当であるが実現性の面で確信が持てないといった場合に行う意思決定です。例えば財政事情等から当分の間は願意を実現することが不可能である場合等が挙げられます。</p> <p>最後に「不採択」です。こちらは請願の内容について願意に妥当性、実現性がないため請願に賛同しない場合に行う意思決定です。</p> <p>以上が請願に対する意思決定の種類でいずれかの決定をしていただく必要があります。</p>
<p>教育長</p>	<p>請願に対する意思決定についての説明がありましたが何かご質問等はありませんか。なければ次の説明に移ります。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の請願の内容は、就学援助基準の見直し・改善の実現、具体的には、生活保護基準の1.3倍、それ以上の改善の要請とのことでした。請願を踏まえまして、まず就学援助制度について、次にうきは市の現状について、最後に今後の計画の概要について説明します。</p> <p>就学援助制度についてですが就学援助制度とは、学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされている制度で、就学援助の対象者は、要保護者として、生活保護法第6条第2項の規定に該当する者。準要保護者として、市町村教育委員会が要保護者に準ずる</p>

程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）となっております。うきは市の支援内容としては、資料の6ページに記載しています。

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施しています。各市町村が単独で実施するようになったことによって、市町村による基準に違いがみられます。4ページ上段に文部科学省が示した「準要保護認定基準の概要」をつけていますが、多くの自治体が複数の認定基準を設定しているなかで、表の2番目にある「生活保護の基準額に一定の計数を掛けたもの」を設定している自治体もあれば設定していない自治体もあり、また、設定していても、「一定の計数」が1.1倍以下であったり、1.5倍を超える自治体もあるなど、基準の違いが生じているところです。表の2番目にある「生活保護の基準額に一定の計数を掛けたもの」は、全国で約77%の自治体が設定していますが、うきは市においては、現在、設定していません。

次うきは市の現状についてですが、うきは市においては現在2ページの上段にある1～5を就学援助対象世帯としています。うきは市の状況としましては、2ページ中段に令和3年度の就学援助の内容を記載しています。実績として全体で250人、18,203,442円です。

今後の計画の概要についてですが、今後の計画としては、2ページの下段に記載のとおりです。現在、就学援助該当世帯かをチェックする方法として、申請された世帯が1～5に該当するかどうか、福祉事務所、税務課、市民生活課等の各種データをもらって、その数値と照合しています。

しかし、令和5年度から、「生活保護の基準額に一定の計数を掛けたもの」を基準に加えるためには、データが複雑となり、就学援助システムの導入が必要です。今年度は、近隣市町村の生活保護の基準額に一定の計数を掛けたもの」の検討を行いました。近隣市町村の掛け率として、久留米市、小郡市は、生活保護の基準額の1.3倍ですが、朝倉市は1.2倍、大刀洗町は1.0倍となっています。うきは市における掛け率は、近隣市町村の状況も踏まえて、関係部署と協議を行ったうえで決定することとしています。システム導入については令和5年度当初予算に計上する予定としています。令和6年度は改正した基準による運用開始という計画で進めたいと考えています。

しかし、今申し上げた計画は、予算を伴う事業であり、今度の3月議会で行われる令和5年度の特別予算委員会でのシステム導入費の承認、また令和6年度における就学援助額の承認など、議会承認を経て実施することになるため、あくまでも学校教育課の事業計画として説明させていただきました。以上の計画に沿って、就学援助基準の見直し・改善が実現できるよう努めてまいりたいと考えています。以上、説明を終わります。

教育長	事務局より説明がありましたが何かご質問等はありませんか。
D委員	市としては前向きに検討されていると理解しましたが、財政的に可能かどうか気になります。生活保護基準の1.2倍や1.3倍とした際の予算のシミュレーションはできるのですか。
事務局	現時点では困難でシステムの導入ができれば可能となります。
C委員	大刀洗町の生活保護基準の1.0倍とはどのような内容ですか。
事務局	生活保護基準と同じ基準であると認識しております。
C委員	うきは市の現在の1～5の基準を例えば生活保護基準の1.3倍とした場合現在の基準では対象となっているが対象とならなくなる人もいるのですか。
事務局	現在の1～5の基準プラス生活保護基準の1.3倍を想定しているため対象が狭くなることはない想定しています。
D委員	現在の1～5の基準プラス生活保護基準の1.3倍とした場合対象者が何人増えるかはわかりますか。
事務局	現時点ではわかりません。
教育長	何かご意見・ご質問はありませんか。ないようですので本日は資料を持ち帰りいただき、次回の定例会で再度質問等をいただいた後に決定したいと思います。よろしいでしょうか。
全委員	賛成
教育長	報告事項について、事務局お願いします。
事務局	報告事項（1）12月議会の一般質問に対して別紙のとおり対応しているためお読み取りをお願いします。指定管理に係る議案及び補正予算について原案通り可決されました。 報告事項（2）うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について「うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例」は、うきは市立小学校において少人数学級編成を実施するた

	<p>め、うきは市教育委員会がうきは市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づき、任期を定めて採用しています。令和4年度は御幸小学校第1学年1名、第2学年1名を採用しており、給与等に関しては、県費常勤講師の給与に沿って、福岡県教育職給与表1級に準じた給与表を作成しています。今回、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が福岡県の12月議会で改正され、12月23日に公布されたことに伴い、県費常勤講師との均衡を図るため、うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を令和4年12月27日付で専決処分し、令和4年4月1日から適用としたものです。この専決処分により、2名の任期付き職員に対して、給与の差額を12月28日に支払っています。</p> <p>報告事項(3) 小中学校卒業式・入学式日程について小学校の卒業式が3月17日、中学校が3月10日。小学校の入学式が4月12日、中学校が4月10日となっております。</p> <p>報告事項(4) 区域外就学について2件の申し出があっており、教育的配慮に伴うもので1件、転居に伴うもので1件あり全て承認しています。</p> <p>報告事項(5) 児童生徒指導上の諸問題に関する実態調査について、小学校でいじめ認知件数1件報告があっています。内容については、タブレットで人の真似をしたものを録画してからかうというもので、真似をされた児童は気づいていませんでしたが担任が気づいたことで判明しました。学校より被害児童の保護者、加害児童の保護者に報告しており、児童については指導をしています。不登校兆候は5名、不登校は4校で19名、解消が3名となっております。中学校でいじめ認知件数2件報告があっています。内容については、いやなことを言われた、軽くぶつかられたというもので2件ともに家庭訪問をし現在見守り中です。不登校兆候は13名、不登校は28名で解消が9名です。</p> <p>タブレットについては先日他の自治体で職員室での会話が録音されそれを聞いた子どもが不登校となった事案もあるためタブレットの取扱いには注意するよう促して行きます。不登校について小学校で特別支援学級に在籍していた児童が中学校に進学する際に通常学級に在籍することになり不登校となるというケースが見られるため、保護者にも子どもさんにとってより良い就学を促していく必要もあります。そのようなことも踏まえ、中学校の相談部会と同様のものを小学校でも設置するよう打診しています。</p>
教育長	
C委員	<p>小学校で不登校が増えている要因は何ですか。</p>
事務局	<p>家庭環境や生活習慣の影響によるものが多いという報告を受けています。</p>

教育長	<p>不登校を解消するため、教育センターの教育相談員が家庭と関わりを持ち、必要に応じて福祉事務所とも連携し対応しています。</p> <p>その他について、事務局お願いします。</p>
事務局	<p>その他の（１）行事予定表により１月の主な行事予定を説明。</p>
教育長	<p>全ての審議が終了しましたので、第１回教育委員会を閉会いたします。</p> <p>次回 定例教育委員会開催日程</p> <p>２月２日（木） １９時３０分～</p> <p>うきは市役所 ３階 ３０２会議室</p>